

定款施行規則第10条の「理事会の決定」に関する内規

規則第10条に掲げる「理事会の決定」に当るものとして、次の7か条を定める。

(令和6年 12 月 11 日理事会承認)

- (1) JPTECインストラクターの資格を有する者が、コースにおいて指導を担当するとき、天災地変の事由により予定されていたコースが開催されなかった場合、又はコースが途中で中止となった場合は、1回のコース指導実績を付与する。
- (2) JPTECインストラクターの資格を有する者が、天災地変の事由によりコース開催が一定期間開催されなかった場合は、次のとおり指導実績を付与する。
 - ア 事由が継続中に有効期限を迎える場合は、資格更新に必要な1回または2回のコース指導実績
 - イ 事由が消滅してから有効期限までが6か月以上1年未満の場合は、1回のコース指導実績
 - ウ 事由が消滅してから有効期限までが6か月未満の場合は、2回のコース指導実績
- (3) JPTECインストラクターの資格を有する者が、妊娠、出産、育児、介護、病気療養、留学、出向又は長期海外出張のためコースに参加できなかった場合は、次のとおり指導実績を付与する。
 - ア 事由が継続中に有効期限を迎える場合は、資格更新に必要な1回または2回のコース指導実績
 - イ 事由が消滅してから有効期限までが6か月以上1年未満の場合、1回のコース指導実績
 - ウ 事由が消滅してから有効期限までが6か月未満の場合、2回のコース指導実績
- (4) JPTECプレインストラクターの登録を受けている者がコースにおいて指導を担当するとき、又はJPTECプロバイダーの資格を有する者がプロバイダー更新コースを受講するとき、天災地変の事由により当該コースが開催されなかった場合又は当該コースが途中で中止となった場合は、当該事由が発生した日から起算して6か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができ。
- (5) JPTECプレインストラクターの登録を受けている者がコースにおいて指導を担当

するとき、又はJPTECプロバイダーの資格を有する者がプロバイダー更新コースを受講するとき、天災地変の事由によりコース開催が一定期間開催されなかった場合は、事由が消滅した日から起算して6か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。

(6) JPTECプレインストラクターの登録を受けている者又はJPTECプロバイダーの資格を有する者が、妊娠、出産、育児、介護、病氣療養、留学、出向又は長期海外出張のためにコースに参加できなかった場合は、当該事由が消滅した日から起算して6か月を経過した日の属する月の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。

(7) JPTECインストラクターの資格を有する者、JPTECプレインストラクターの登録を受けている者又はJPTECプロバイダーの資格を有する者が、上記以外の事由でコースに参加できなかった場合は、当該事由について連絡調整委員会で決議し、必要があれば本規定に加えることができる。